

行政検査に係る新型コロナウイルス抗原検査キット確保・配送業務処理要領

第1 趣旨

この要領は、北海道（以下「委託者」という）が〇〇（以下「受託者」という）に委託する行政検査に係る新型コロナウイルス抗原検査キット確保・配送業務に関する事務について、必要な事項を契約書第1条に基づき定めることを目的とする。

第2 業務内容

1 抗原定性検査キットの確保

受託者は、委託者からの依頼により、指示のあった数量の検査キットを確保する。

受託者は、委託者に対し新型コロナウイルス抗原定性検査キット（体外診断用医薬品に限る（以下、「検査キット」という。)) について、確保後速やかに「検査キット発注連絡票」（別紙様式1）により連絡する。

なお確保する検査キットの1箱の入り数等は別途委託者が指示するものとする。

2 検査キットの保管管理

受託者は、調達した検査キットを、委託者からの配送依頼があるまで適切に保管する。

3 検査キットの配送

委託者は、予め電子メール、郵送等により受託者に対し、様式1により配送を依頼する。

受託者は、委託者から指示のあった数量ごとに検査キットが使用不可能とならないように仕分け梱包し、様式2に記載された者へ配送する。

また、受託者が、自らではなく運送業者を利用し配付を行う場合には、予め再委託承諾願を委託者へ提出し、委託者が承諾のもと配付を行うものとする。

4 配送及び在庫状況の報告

受託者は、毎月10日（閉庁日の場合は翌開庁日）までに前月の納品完了分、調達したキットの入在庫状況について、委託者へ様式3及び様式4により報告を行うものとする。

5 実績報告

受託者は、契約書第10条第1項に基づき、事業完了後速やかに実績報告書（別紙様式5）に収支精算書（別紙様式6）及び上記3で道へ報告した「検査キット配付済み先及び数量一覧」を添付し、委託者へ実績報告を行うものとする。

6 業務委託費の支払

受託者は、上記4の完了後、契約書第11条第1項に基づき委託者へ請求を行うものとする。

7 関係書類の保存

委託業務に関する関係書類は、委託業務完了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

8 その他

この要領に定めるもののほか、委託業務の事務処理についての必要な事項は、両者協議の上、別に定めるものとする。